

議案第 5 号

子ども・子育て支援審議会条例の一部改正について

子ども・子育て支援審議会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

子ども・子育て支援審議会の所掌事項に、こども計画の審議等を追加するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

子ども・子育て支援審議会条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援審議会条例(令和4年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、子ども・子育て支援審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事項) 第2条 審議会は、教育委員会の要請に応じ、勝山市が定める子ども・子育て支援事業計画及び_____関連計画等に係る審議、評価、見直し等に必要な調査を行い、教育委員会に意見を述べるものとする。	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)<u>第72条</u>_____の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、子ども・子育て支援審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事項) 第2条 審議会は、教育委員会の要請に応じ、勝山市が定める子ども・子育て支援事業計画及び<u>こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に定める市町村こども計画その他</u>関連計画等に係る審議、評価、見直し等に必要な調査を行い、教育委員会に意見を述べるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。